

施策1 いごちの良い生活環境をたもつ

第6章：心がけから行動へ
みんなで創る環境にやさしいまち

施策概要

施策の必要性

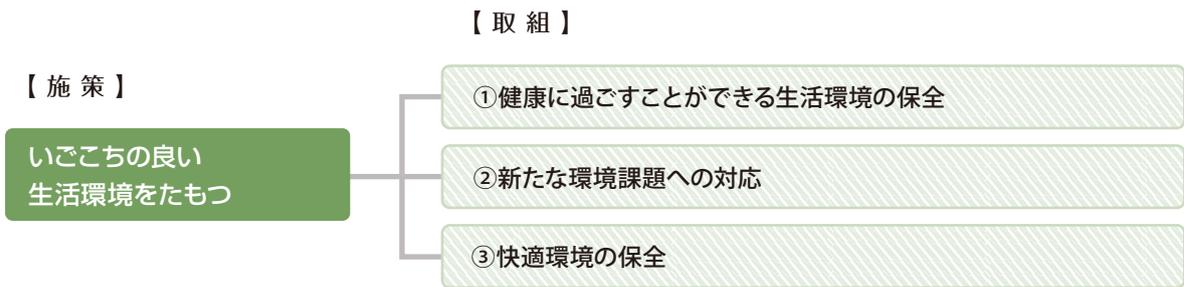
事業活動に伴う大気・水環境への影響については、法令等の整備により改善が進んでいますが、生活排水への対策や騒音、悪臭などの身近な環境課題、さらには、化学物質の適正管理、ライフサイエンス系施設の増加などの新たな環境課題への対応を図るため、一層の施策の推進を図る必要があります。

環境美化については、快適な生活環境を確保するため、引き続き、環境美化活動の推進や市民マナー意識の向上を図る必要があります。

施策の方向性

大気・水環境等の環境監視による環境の把握に努めるとともに、事業者に対する指導や公共下水道・公設浄化槽の整備による環境の保全対策を進めます。また、環境美化などについての意識啓発を進め、市民一人ひとりのマナーが向上し、いごちの良い生活環境を保ちます。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《環境基本計画》

環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画

《一般廃棄物処理基本計画》

市民・事業者・市が協力し、「循環型社会の形成」を更に推進するため、家庭系ごみ・事業系ごみの減量目標や、そのために必要な施策を定める計画

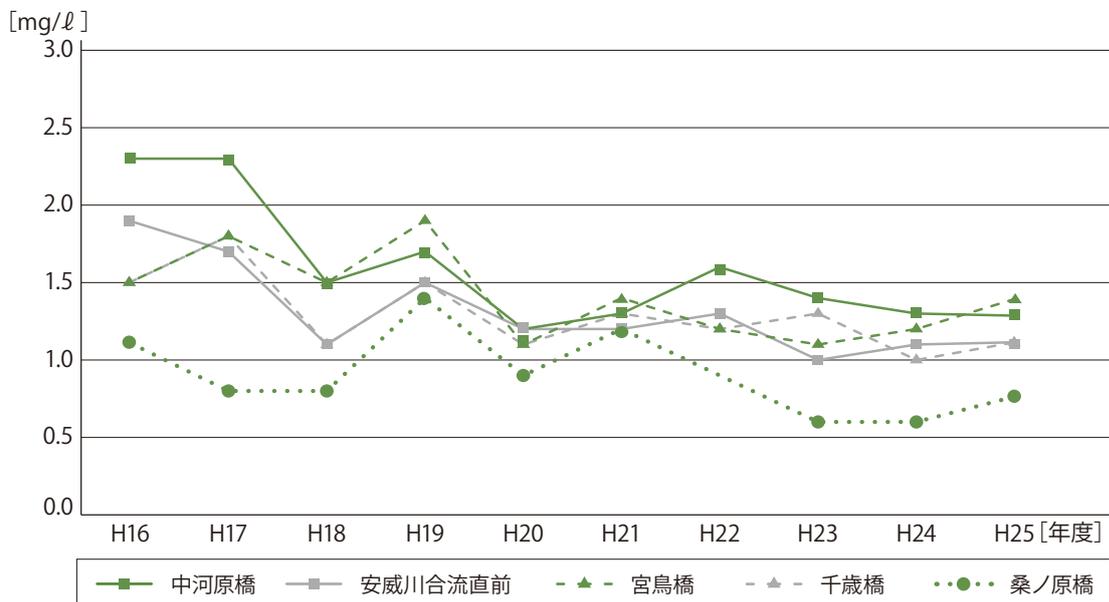
《都市計画マスタープラン》

おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	光化学オキシダント ^{※1} やPM2.5 ^{※2} が高濃度となり注意が必要となった場合に備え、校内連絡体制を整備して児童生徒の健康被害の予防に努めます。
4-1 災害への備えを充実させる	地下水汚染が確認された場合等に、周辺地区調査を実施し、飲用井戸使用者への指導を行います。
4-2 消防・救急体制の充実強化を図る	事業所で取り扱う化学物質の種類や量、危険性などの情報共有により、大規模災害発生時の二次災害を防止するとともに、消防活動がより安全なものになるよう努めます。
5-7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる	特定粉じん ^{※3} 排出等作業の把握のため、必要に応じて建設リサイクル法に基づく届出情報を環境部門に提供します。
6-2 バランスのとれた自然環境をつくる	水生生物とふれあう環境学習において、指標生物による水質判定を行い、水質保全意識を育みます。
6-3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす	低公害車の普及促進により、大気環境の改善に努めます。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	自治会等と協力し、環境美化意識の向上を図ります。

■環境基準点における生物化学的酸素要求量(BOD)75%値^{※4}



いばらきの環境(平成26年度版)

※1 光化学オキシダント:

大気中の窒素酸化物や炭化水素類などが、太陽光(紫外線)により光化学反応を起こして生成する汚染物質で、濃度が高くなると、目やのどへの刺激など人の健康への影響を及ぼすことがあります。

※2 PM2.5:

PM2.5(微小粒子状物質)は、大気中に漂う粒径 $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$)以下の小さな粒子のことです。粒径が非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

※3 特定粉じん:

石綿(アスベスト)のことをいいます。石綿による大気汚染の未然防止、人の健康への影響に関する国民の関心の高まりなどから、平成元年に大気汚染防止法が改正され、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規制されています。

※4 生物化学的酸素要求量(BOD)75%値:

生物化学的酸素要求量(BOD)とは、河川水等の汚れの度合いを示す指標で、水中の有機汚濁物質が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量のことです。数値が大きいほど水が汚れていることを示します。環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合には、BODの75%値が用いられます。これは、年間を通して4分の3の日数はその値を超えない水質レベルを示すもので、年間の全データを値の小さいものから並べ、 $0.75 \times n$ 番目(nはデータ数)の値を75%値とします。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①健康に過ごすことができる生活環境の保全	《現状と課題》	《市》
	大気質、河川水質等の生活環境の状況については、概ね環境基準を達成しています。環境基準の全項目達成のためには、事業活動に伴い発生するばい煙、水等の排出規制を継続するとともに、生活排水の適正処理を進めることが重要となります。	生活環境に被害が生じないよう、公害関係法令に基づく事業所指導を行うとともに、公共下水道等の施設整備により、生活排水対策を進めます。また、大気質、水質及び騒音の常時監視を引き続き実施します。
	《目標》	《市民》
	大気、水等の環境が良好な状態で維持されています。事業活動に伴う排水や生活排水が適正に処理されています。	公共下水道による供用開始区域では下水道に、公設浄化槽区域では浄化槽排水設備に、それぞれ早期に接続します。
②新たな環境課題への対応	《現状と課題》	《市》
	事業所における化学物質の使用やライフサイエンス系施設の設置により周辺環境に影響が及ばないよう、適正な管理運営に向けての事業所指導を進める必要があります。大規模災害発生に備えた環境リスクの低減を図るための取組が求められています。	化学物質を取り扱う事業所に対してPRTR制度 ^{※1} に基づく適正管理を指導するとともに、ライフサイエンス系施設設置者は環境保全協定を締結して周辺環境の保全を行うよう指導します。また、大規模災害発生時の環境保全上の支障を未然に防止するため、事業所における化学物質管理計画書 ^{※2} の作成を促進します。
	《目標》	《市民》
	化学物質を取り扱う事業所では使用の低減と適正管理が行われ、ライフサイエンス系施設では環境保全協定が守られ、周辺環境が良好な状態で維持されています。	《事業者・団体》
③快適環境の保全	《現状と課題》	《市》
	美観を損ねるたばこ・空き缶等のポイ捨て、不法広告物、家電製品の不法投棄などが後を絶たない状況にあります。ペットの糞尿などの苦情やトラブルが発生しており、快適な生活環境を維持するための対策が必要です。	環境美化意識向上のため、たばこ・空き缶等のポイ捨て、家電製品の不法投棄などに対する指導・啓発を行います。ペットを適正に飼育してもらうよう周知・啓発を行います。
	《目標》	《市民》
	モラル・マナーの向上で快適な生活環境が保たれています。	自らルールを守り、快適な生活環境の保全に努めます。常に環境美化意識の向上に努め、各種活動に参加します。
		《事業者・団体》
		自治会等、地域の団体が市と協力して、問題解決に努めます。

※1 PRTR制度：

Pollutant Release and Transfer Register (化学物質排出移動量届出制度)の略。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物などとして事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

※2 化学物質管理計画書：

化学物質の管理体制や大規模災害発生時等の対処などを規定したもので、化学物質による環境リスクの低減のため、PRTR法に基づく制度に加えて、化学物質の取扱量の報告や事故等の緊急事態の発生時等における措置などを盛り込んだ大阪府化学物質管理制度により、一定規模以上の事業所に対し作成が義務付けられています。

施策2 バランスのとれた自然環境をつくる

施策概要

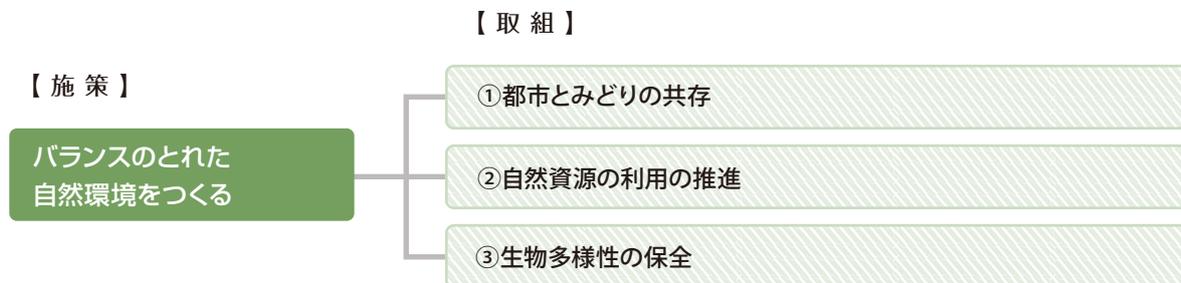
施策の必要性

多様な生きものが棲み、みどり豊かな自然環境を創造する観点から、本市のみどりの特徴である北摂山系の森林や農地などを保全するとともに、身近に緑があふれ、動植物とふれあえる取組が必要です。また、都市化に伴うヒートアイランド対策として、市街地に緑を増やす取組が必要です。

施策の方向性

みどりを育む取組や生態系への配慮を推進するとともに、身近な「まちの緑」「農地」「里山」「水辺」を保全し、自然とふれあう機会の創出に取り組み、人の生活と自然とのバランスのとれた自然環境を創ります。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《環境基本計画》

環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画

《里山保全構想・基本計画》

放置森林が増加している里山について、自然とふれあいの場として都市と農山村の交流を通じた地域振興をめざすため、里山保全に取り組んでいく上での基本的な方針を定める計画

《緑の基本計画》

緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を定める計画

《都市計画マスタープラン》

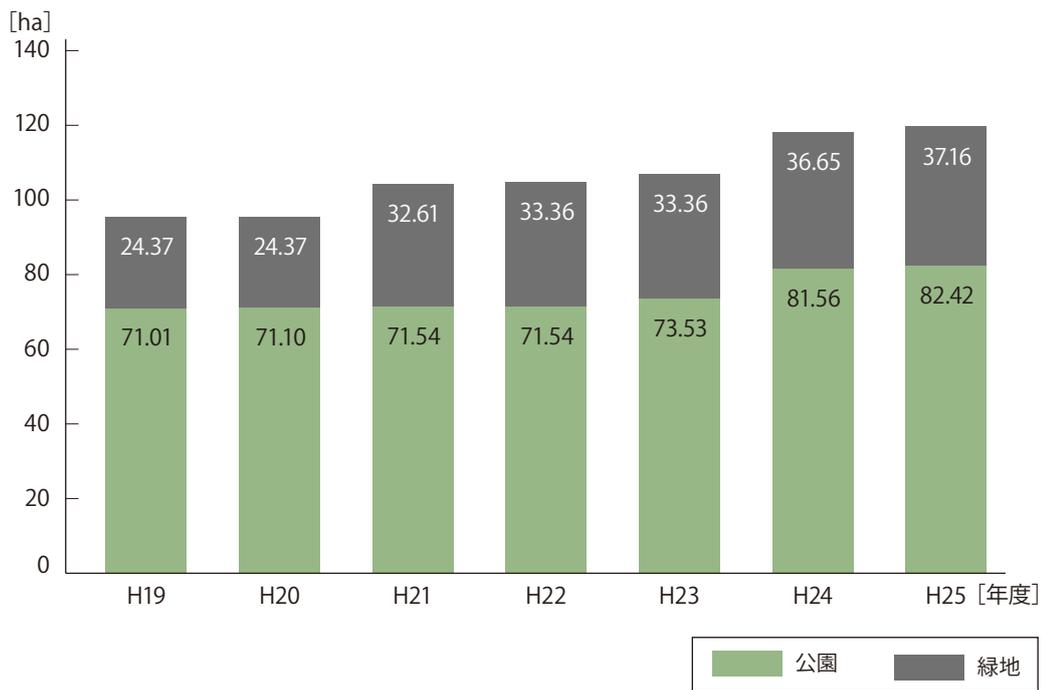
おおむね10年後の将来像と必要な施策展開方針等を示す市の都市計画に関する基本的な方針

※本計画における「緑」と「みどり」の使い分けについては、127ページ参照。

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	小学生を対象に、地域の様々な動植物と身近にふれあえる機会を創出します。また、特定外来生物について、正しく理解をしてもらうため、啓発を行います。
5-1 地域経済を支える産業をまもりそだてる	里地・里山の保全と活用を図るため、農業の担い手を養成するほか、森林保全ボランティア活動等に対して支援を行います。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	整備後、相当年数が経過している公園について、住民ニーズや地域の実情に即した再整備を検討します。開発にあたってはみどり空間の確保や配置に留意した指導に努めるほか、公共施設の整備にあたっては、周辺環境との調和に努めます。
6-1 いごこちの良い生活環境をたもつ	水生生物とふれあう環境学習において判定された河川水質を環境省に報告し、全国水生生物調査に参加します。

■市街地の公園・緑地*面積

(各年度3月末日時点)
茨木市資料

*市街地の公園・緑地:

市街化区域の都市公園・都市緑地と、市街化区域に接した市街化調整区域の一部の都市公園・都市緑地です。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①都市とみどりの共存	《現状と課題》 市街地のみどりについては、緑化推進やヒートアイランド対策の観点から、緑を増やす取組をさらに進めるとともに、街路樹や公園樹の成長により、市民生活の妨げとならないよう保全を進める必要があります。 本市の緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する計画である「緑の基本計画」と整合を図りながら、取組を進める必要があります。	《市》 地域や街角から緑あふれる環境づくりを促進します。 身近な水辺の保全と創出に努めます。 みどりのカーテンや屋上緑化など、ヒートアイランド対策としての緑化を進めます。
	《目標》 市民や事業者・団体が、みどりの必要性を認識し、緑化活動や水辺の保全が進んでいます。 また、公園や水辺は、市民で賑わっています。	《市民》 地域で緑化活動に努めます。 家庭でも花木を育てます。
		《事業者・団体》 事業者は、管理地の緑化に努めるとともに、地域の緑化活動に協力します。
②自然資源の利用の推進	《現状と課題》 里地・里山は、木材利用の減少や担い手不足から、手入れが行き届かなくなってきており、多様な主体による保全活動が必要です。 農業用のため池や水路は、遊休農地の増加により、機能の維持が困難になってきています。 豊かな里山と農地を持続的に保全していくためには、保全活動だけでなく、利活用することで循環の仕組みを構築していくことが重要です。	《市》 減化学肥料・減農薬による環境に配慮した農業の取組を支援します。 森林保全ボランティアや農業の担い手を養成し、遊休農地や放置森林とマッチングを進めます。
	《目標》 美しい里地・里山が保全され、環境に配慮した農地の活用が進んでいます。 また、間伐材などの有効利用が多方面で進んでいます。	《市民》 周辺環境の保全などのボランティア活動について主体的に参加します。
		《事業者・団体》 森林組合等は間伐材等を有効利用し、事業者は森林や農地の保全活動に参加します。
③生物多様性の保全	《現状と課題》 放置森林が増え、動植物の生態系に変化が見られます。 都市開発が進む中で、都市部の生物の多様性が失われつつあります。そのため、みどりを保全し、生きものをつなぐりを回復する取組が必要です。「生物多様性」の概念は市民に浸透しているとは言い難いことから、市民が知る機会を創出したり、自然とふれあう機会を設けたりすることが重要です。	《市》 水辺や公園、里地・里山を保全することで、動植物の生息・生育環境を整え、生きものとふれあえる場を創ります。 特定外来生物をはじめとする外来生物について、生息・生育状況や市民などの役割を周知・啓発します。
	《目標》 生きものや自然とふれあう機会が増えています。多様な生きものが生息・生育できる環境が整っています。	《市民》 地域に生息・生育する生きものを大切にします。生きものや自然とふれあう機会を増やします。
		《事業者・団体》 事業者は、管理地の生態系の保全・確保に努めるとともに、地域の生態系の保全・回復に協力します。

施策3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす第6章：心がけから行動へ
みんなで創る環境にやさしいまち**施策概要****施策の必要性**

日々の暮らしや事業活動から、CO₂排出量が増加したことで、異常気象などが起こり、地球規模での問題となっています。また、東日本大震災以降の社会情勢などから、低炭素な暮らしや事業活動が求められています。CO₂排出量削減に向け、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー対策の推進を図るほか、環境問題に気づき、意識を高め、行動につながる取組が必要です。

施策の方向性

市が率先して省エネルギー対策を行うとともに、市民や事業者と連携して、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進に努めます。また、情報交換の場を通じてさまざまな主体が連携し、新たな取組の輪を広げ、ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざします。

施策を実現するための取組の体系**【 施策 】**

ライフスタイルの見直しで
低炭素なまちをめざす

【 取 組 】

①省エネルギーの実践及び普及啓発

②再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進

分野別計画等**《環境基本計画》**

環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画

《地域エネルギービジョン》

本市の市域特性を踏まえ、新エネルギー・省エネルギーの導入及び普及の基本方針等を定める計画

《地球温暖化対策実行計画》

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づく地球温暖化対策実行計画(区域施策)として、地域の特性を踏まえた温室効果ガスの削減目標を定め、総合的かつ計画的にする施策を定める計画

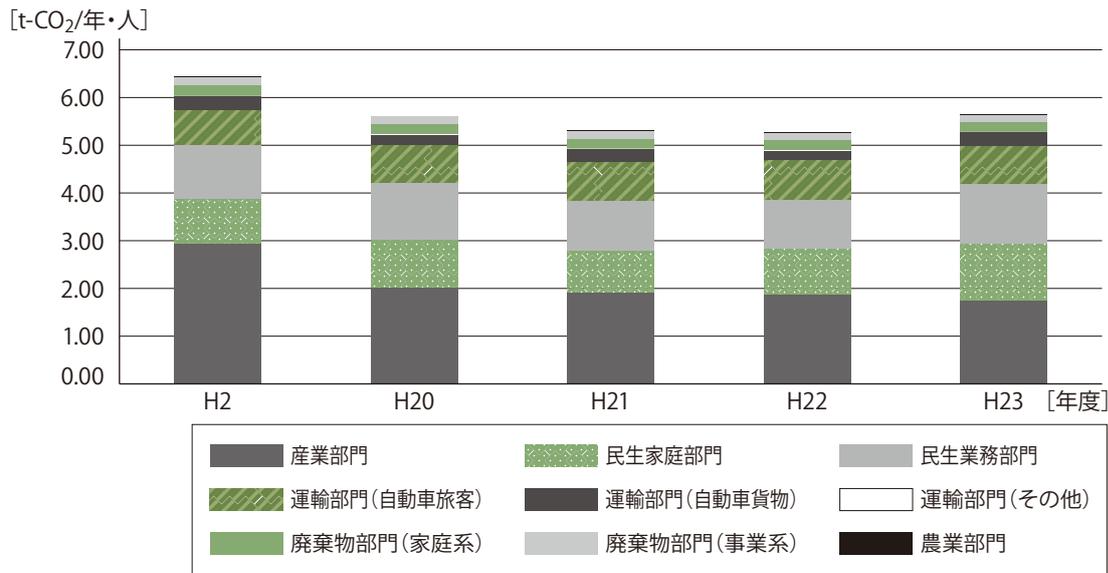
《エコオフィスプランいばらき(第4版)》

市自らが消費者・事業者として取り組むべき環境配慮を徹底し、環境への負荷の少ない職場づくりを進めるための取組等を定める計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	地球温暖化をはじめとするさまざまな環境問題について、子どもたちへの理解を深めるため、環境学習プログラム [※] 等を活用した学習会を実施します。
4-4 消費者教育を推進し、自立した消費者の育成に努める	環境に配慮した行動につながる取組を推進します。
環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる 5-7	東芝工場跡地でのスマートコミュニティを促進します。また、既成市街地や大規模開発においてもスマートコミュニティ導入の可能性について検討します。低炭素社会に向けた住まいと住まい方の推進のため、低炭素建築物の認定制度の普及・啓発を行います。
5-8 暮らしと産業を支える交通を充実させる	総合交通戦略に基づき、環境にやさしい自動車の普及促進及び公共交通機関や自動車などの利用促進を図ります。
6-1 いごこちの良い生活環境をたもつ	低公害車の普及啓発により、大気環境の改善に努めます。

■市域の1人あたりの温室効果ガス排出量の部門別推移



※温室効果ガス排出量の計算に用いている、電気の使用に伴うCO₂排出係数は、下表のとおり火力発電所の稼働率等によって毎年変動します。

■電気の使用に伴うCO₂排出係数

単位: kg-CO₂/kWh

平成2年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
0.353	0.366	0.355	0.294	0.311

環境省ホームページ

※環境学習プログラム:

環境教育ボランティアが作成した、自然観察会や工作・廃棄物・エネルギー問題などをテーマとした、小学生対象の学習プログラムです。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
① 省エネルギーの実践及び普及啓発	《 現状と課題 》	《 市 》 市民、事業者の取組を促進することにより、ライフスタイルの省エネ化を推進します。 市民、事業者と連携した取組を推進するため、情報交換の場を提供します。
	《 目標 》	《 市民 》 環境意識を高め、省エネルギーを実践しています。環境問題に気づき、意識を高め、行動を起こします。
	市民等の環境に関する意識が高まり、省エネルギーの実践が進んでいます。	《 事業者・団体 》 事業者は、省エネ型製品・サービスの普及・開発を進めます。 事業者は、新しく得た情報を活用し、省エネルギーを実践します。
		《 現状と課題 》
② 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進	《 現状と課題 》	《 市 》 再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を図るため、市自らが公共施設へ導入するとともに、市民等へ太陽光発電システム等の補助制度を実施しています。 昨今の社会情勢から、低炭素な暮らしや事業活動が求められています。
	《 目標 》	《 市民 》 住宅や設備・家電、住まい方を見直し、低炭素な暮らしを選択します。 新築やリフォームなどの機会に再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を検討し、導入します。
	化石燃料に依存しない、再生可能エネルギーの導入により、低炭素な暮らしや事業活動の普及が進んでいます。	《 事業者・団体 》 事業者は、事業活動に伴う設備の省エネ改修等を行い、低炭素な事業活動に努めます。 事業者は、設備改修にあたっては、再生可能エネルギーや効果的にエネルギー使用量を削減できる設備を選びます。
		《 現状と課題 》

※環境家計簿：

家庭で使用する電気・ガス・水道・ガソリン・灯油などの使用量や、普通ごみの排出量を記録し、それらをCO₂の量に換算して「見える化」するものです。これにより、家庭が地球環境に与える影響を知り、エネルギーの無駄遣いを減らす行動につながります。

施策4 きちんと分別で資源の循環をすすめる

施策概要

施策の必要性

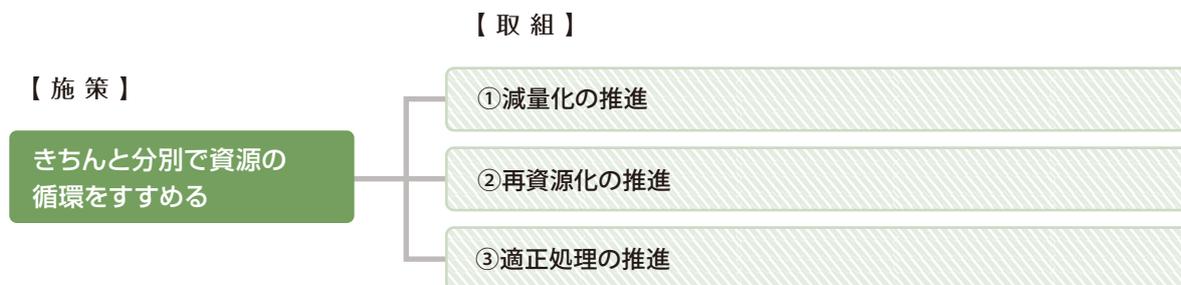
限りある資源を大切にするとともに効率的に使用し、環境への負荷を減らす循環型社会の構築が求められています。資源の循環とごみの減量化を図るため、3Rの推進や再生資源集団回収実施団体への支援のほか、ごみ処理施設の適正な維持管理などの取組を実施しています。さらなる分別の徹底と資源の循環を図るため、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用の取組を推進する必要があります。

施策の方向性

資源の循環とごみの減量化を図るため、新たな分別品目の追加検討を行うとともに、市民等への意識啓発に努めるほか、処理施設については、炉の更新に向けて計画的に取り組めます。

また、市民、事業者は、ごみの発生抑制、再資源化に努め、きちんとした分別で資源の循環を進めます。

施策を実現するための取組の体系



分野別計画等

《環境基本計画》

環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の大綱を定める計画

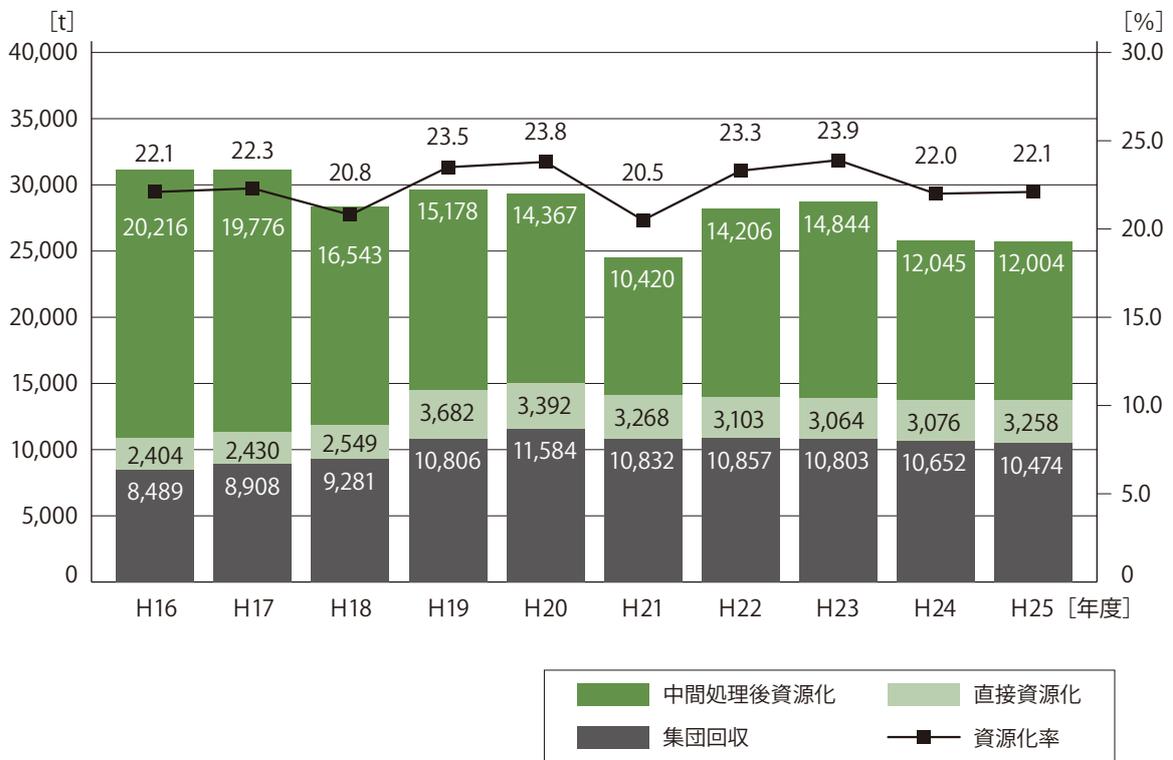
《一般廃棄物処理基本計画》

市民・事業者・市が協力し、「循環型社会の形成」を更に推進するため、家庭系ごみ・事業系ごみの減量目標やそのために必要な施策を定める計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	小・中学生を対象に、もったいないを基本とした3Rの出前講座を実施します。
4-4 消費者教育を推進し、自立した消費者の育成に努める	消費者関係団体と連携した講座を実施するなど、消費者教育に努めます。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	自治会から推薦された廃棄物減量等推進員と連携し、地域での活動を支援します。

■再資源化量の推移



茨木市資料

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①減量化の推進	《現状と課題》 家庭系ごみ、事業系ごみともに減量化を進めていますが、一般廃棄物処理基本計画の減量目標達成に向け、さらなる取組が必要です。	《市》 家庭系ごみは、市民への意識啓発を行い、さらなるごみの減量化を図ります。 事業系ごみは、啓発を行うとともに、搬入物検査等により、減量化を図ります。
	《目標》 家庭系ごみや事業系ごみが減少しています。不適正ごみの搬入を未然に防ぎ、ごみの減量化・適正化が図られています。	《市民》 ごみの発生を抑制し、再使用及び再生利用を心がけるとともに、フリーマーケットやリサイクルショップの活用など、ごみの減量に努めます。
		《事業者・団体》 事業者は、ごみの発生を抑制し、再使用及び再生利用を促進します。 分別を行い、適正に排出します。
②再資源化の推進	《現状と課題》 家庭系ごみは、資源物の分別収集のほか、集団回収、拠点回収、店頭回収を促進し、再資源化を推進しています。 事業系ごみは、事業所訪問や搬入物検査等により、再資源化の指導や啓発をしています。 また、さらなる資源の循環が進むような取組が必要です。	《市》 家庭系ごみは、集団回収、拠点回収、店頭回収により再資源化を促進します。 事業系ごみは、啓発や事業所訪問により、再資源化を促進します。
	《目標》 家庭や事業所のごみが、きちんと分別されています。 ごみの資源化率が上昇しています。	《市民》 資源物は分別し、地域の集団回収に協力します。 店頭回収を積極的に活用します。
		《事業者・団体》 事業者は、紙類・食品廃棄物等の再資源化を進めます。 スーパー・小売店舗などは、店頭回収やエコショップ制度 [※] に登録するなど、再資源化の推進に取り組みます。
③適正処理の推進	《現状と課題》 ごみ処理施設については、長寿命化計画に基づき、効率的に運転されていますが、さらにごみ処理経費の抑制に努める必要があります。 炉の更新を含む処理施設の整備計画について検討する必要があります。	《市》 効率的な収集から処分までの方法や経費負担のあり方について、見直しを進めます。 本市のごみ行政の将来的な姿を踏まえ、適切な時期に炉の更新に取り組みます。
	《目標》 ごみが適正に分別収集され、資源の循環が進んでいます。 ごみの効率的な処理に努め、ランニングコストの抑制が図られています。 新たな炉の建設が進んでいます。	《市民》 ごみと資源物を適正に分別して排出することに努めます。
		《事業者・団体》 事業者は、自らの責任において、市とともに事業系ごみの発生と排出を抑制しつつ、再資源化にも努めます。

※エコショップ制度：

ごみの減量化・リサイクルに積極的に取り組むことを宣言した店舗(商店、スーパー、コンビニエンスストア等)が市に登録する制度です。